

生活道路における物理的 デバイス等検討委員会報告

〔凸部、狭窄部及び屈曲部
の設置に関する技術基準〕

生活道路における物理的デバイス等検討委員会 委員長報告 (凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準について)

○凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準の策定にあたり、「生活道路における物理的デバイス等検討委員会」において、専門的見地から検討したので、その状況を報告する。

○この委員会の論点としては、
①対策方法の選定について
②物理的デバイスの計画・設計について
③物理的デバイス等の設置にかかる理解の促進
について、審議を行ってきた。

○このうち、凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準の検討では、以下のような意見があった。

【生活道路における物理的デバイス等検討委員会における主な意見】

- ・歩行者、自転車視点も大事にすべき
- ・凸部等設置の対象となる道路について、要件は目安として提示し、地域で検討して設置が必要と認められる場合は設置ができるようにすべき
- ・通過交通が他の生活道路へ転換することも考慮し、面的に対策を行うこととすべき
- ・交通規制と関連が深いので、連携して対策を検討すべき
- ・維持管理では、その効果が損なわれないようにすべき

○以上の意見を踏まえ、凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準案を作成した。

○なお、この委員会は生活道路における対策効果の検証などについて引き続き検討を実施する予定である。

生活道路における物理的デバイス等検討委員会

【委員長】

久保田 尚 埼玉大学大学院教授

【委員】

岩貞 るみこ エッセイスト、自動車評論家

小林 奈都夫 日本PTA全国協議会相談役

橋本 成仁 岡山大学大学院准教授

浜岡 秀勝 秋田大学大学院教授

若泉 哲也 千葉県鎌ヶ谷市道路河川管理課長

○公安委員会によるゾーン規制等と一体的な取り組みが必要であり、警察庁交通規制課がオブザーバーとして参加

【審議状況】

第1回 平成27年3月6日

第2回 平成27年6月30日

第3回 平成28年2月26日

※なお、第3回道路技術小委員会で、「生活道路における物理的デバイス等検討委員会」において、凸部、狭窄部及び屈曲部の設置に関する技術基準の検討を行うことについて了承を得ている